

2015.8.3

PL レポート <2015 No.5>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介し、「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○消費者安全調査委員会、エスカレーター事故調査報告書を公表

（2015 年 6 月 26 日 消費者安全調査委員会）

消費者安全調査委員会は、6 月 26 日、平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故に関し、「消費者安全法第 24 条第 3 項に基づく事故等原因調査報告書」を公表した。

本事故は、被災者がエスカレーターのハンドレールに後ろ向きに接触し、体が持ち上がった結果、エスカレーター側面から吹き抜け下に転落したものの。

報告書では、当該エスカレーターは、建築基準法関係法令等及び JEAS（一般社団法人日本エレベーター協会が定める標準）に規定された安全対策が行われていたことは認めたものの、エスカレーター側面からの転落を防止する対策は講じられていなかったとした。その要因として、側面からの転落は、エスカレーター本体や周辺部の構造に起因するものではなく、当該事象を想定した対策が講じられていなかった点を指摘している。

再発防止に向けて、機械安全の考え方に従ってエスカレーターの設置環境や周辺環境を含めた様々な人の行動を想定し、事故の発生をより広くかつ確実に予防する適切な安全対策が必要としている。

具体的には、設置環境等を施設ごとに総合的に勘案し、「固定式誘導手すり」や「仮設方式の誘導手すり」、「監視の強化」等も含めたハンドレールへの接触による人体の持ち上がりの対策のほか、利用者のエスカレーター側面からの転落を防止するための転落防止板の設置等、転落防止対策を整備することが必要である旨を指摘している。

○国民生活センターがスポーツ用自転車の取扱について注意喚起

（2015 年 6 月 18 日 国民生活センター）

国民生活センターは、6 月 18 日、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられる自転車に関する危害・危険に関する相談のうち、スポーツ用自転車に関するものが近年 2 割程度で推移しており、今後スポーツ車の普及が進むことで、さらに相談件数が増加することが懸念されるとして、注意喚起を行った。

また、寄せられた相談内容を分析した結果、以下が判明した。

- ・スポーツ車以外の自転車よりもスポーツ車による危害のほうが重症化する傾向がある。
- ・比較的高価な自転車（購入価格 10 万円以上）に関する相談が全体の約 2 割を占める。
- ・スポーツ用自転車に関連すると考えられる危害・危険に関する相談のうち、スポーツ車に特有な構造や取扱方法に起因すると推定される事例が 34%を占める。

国民生活センターは、消費者が、購入したスポーツ用自転車の特性や取扱い上の注意を理解せずに使用したとみられる事例が多数あると指摘。一方で、販売事業者に対し、スポーツ用自転車を販売する際に、購入者の使用目的や経験をよく聞き取り、知識を見定めた上で、商品の特性や

使用上の注意を説明し、理解してもらった上で販売することを要望した。

○乳幼児の歯磨き中の事故に注意

(2015 年 6 月 1 日 東京消防庁)

東京消防庁は、6 月 1 日、「歯と口の健康週間」に合わせ、乳幼児の歯みがき中における事故の実態の情報提供と、注意喚起を行った。

東京消防庁によると、平成 22 年～平成 26 年までの 5 年に 5 歳以下の乳幼児が歯磨き中に歯ブラシで受傷する事故は年間 40 件前後で推移。年齢別では 1 歳児が最も多く 97 人、次いで 2 歳児が 61 人となっており、両者を合わせると、158 人(76.3%)となり、事故の大半を占めている。また、受傷要因別でみると、歯みがき中に「歩いたり走ったりして転倒し口内を受傷」が 133 人(64.3%)と最も多い。

○農林水産省／消費者庁が食品の法令違反等に関する集計結果を公表

(下記①：2015 年 6 月 3 日 農林水産省および消費者庁ホームページ)

(下記②：2015 年 6 月 17 日 消費者庁ホームページ)

①消費者庁および農林水産省は、6 月 3 日、平成 26 年度下半期の「JAS 法の品質表示基準に係る国による指導の件数等」を以下の通り公表した。

26 年度	上半期(4 月～9 月)	下半期(10 月～3 月)	合計
指導件数	200 件	204 件	404 件

また、平成 26 年度下半期の主な違反区分の指導件数は以下の通りであり、引き続き原産地の誤表示・欠落に関する指導が最多となっている（前年同期：107 件）。

違反区分	名称の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原産地の誤表示・欠落	期限表示の誤表示・欠落	その他
指導件数	15	51	100	24	24

②消費者庁は、6 月 17 日、平成 26 年度の「夏期・年末一斉取締りの結果」を公表した。収去[※]した食品等の検体数、違反件数等は以下の通りであり、製造加工者及び輸入者に関する表示ミス（所在地、製造所固有記号の記載漏れや誤記等）や添加物の基準に関する違反が多くなっている。

区分		試験した収去検体数	違反延べ件数	食品衛生法 19 条 2 項違反						行政処分以外の措置延べ件数
				アレルギー	期限表示	保存方法	製造加工者又は輸入者	添加物	その他	
夏期	国産品	26,069	133	6	12	9	46	45	33	131
	輸入品	2,639	7	0	0	0	1	6	0	7
	計	28,708	140	6	12	9	47	51	33	138
年末	国産品	13,879	61	2	2	1	18	26	9	56
	輸入品	1,978	7	0	0	0	0	7	0	7
	計	15,857	68	2	2	1	18	33	9	63

※収去：食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が製造所や販売店等から食品を採取し検査を行うこと

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○EU：域内で子どもによる鉛含有製品の誤飲事故防止に向けて規制強化

(2015 年 4 月 23 日 Official Journal of the European Union)

EU 委員会は、REACH 規制（化学物質の登録/評価/認可/制限に係る規制）の付属書 XVII にある

鉛の使用に関する規制について、新たに、子どもが鉛を含んだ製品の誤飲防止に向けて規制を強化した。本規制は、2016年6月1日以降に初めて市場に導入される製品に適用される。

強化された規制の概要は以下の通り（英文を弊社が翻訳し、一部編集）。

- ・通常又は合理的に予見可能な使用状態で子どもの口に入る可能性のある製品または子どもの口に接触する可能性のある部分を含む製品について、重量比 0.05%以上の鉛を含む製品を市場で販売あるいは公共の場での使用に提供してはならない。
- ・上記の規制は、次の製品には適用されない。
 - －表面がコーティングされているか否かに関わらず、鉛の溶出率が1時間当たり 0.05 g/平方センチ (0.05 μ g/h に相当) を超えない製品。
 - －表面がコーティングされている場合には、通常又は合理的に予見可能な使用状態で少なくとも2年間はこの溶出率を上回らない製品。
- ・この規制では、製品の一边、または製品から脱着可能な部品/突出した部分のサイズが5 cm以下である場合に、製品が子どもの口に入る可能性があるとして想定している。

○米国：装飾用照明器具に関する新安全規制が CPSC により承認

(2015年6月15日 CPSC ホームページ)

装飾用照明製品[※]の安全確保に関する新しい規制が5月4日に CPSC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) に承認・公表され、6月3日に発効した。

1974年以来 CPSC はこれらの照明器具について 47 件の自主リコールを公表しており、その対象台数は 360 万個に達しているほか、輸入段階で少なくとも 127 件 (31 事業者で合計約 20 万個) が不適合品として輸入を拒否されている。

新しい規制のもとでは、製品が民間規格団体の UL (Underwriters Laboratories Inc. : アメリカ保険業者安全試験所) が策定した同種製品の自主基準 (voluntary standard) UL588 の要求項目のうち、芯線の最小サイズ、張力が掛らない配線状態の確保、および過電流防止装置の取付け、のいずれかの条件を満たしていない場合には、CPSC はこれらの製品を消費者に危害を及ぼす可能性があるとして判断することになる。また、製造事業者、輸入事業者、卸・小売事業者は、取扱い製品にこれらの規格不適合が発見された場合にはその旨を CPSC に報告する義務を負う。

※星、リース、ろうそく、各種フィギュア等の成型物に照明器具を組み込んだ製品でクリスマス等の季節のお祝いやホームパーティー等に使用されるもの

○米国の業界団体が、カーテン、ブラインド等による子どもの事故発生防止について新しいプログラムを推進

(2015年5月6日 Window Covering Manufacturer Association ホームページ)

カーテンやブラインドといった窓周りの製品を取扱う業界の団体 (Window Covering Manufacturer Association、以下 WCMA) は、5月6日、第三者機関による製品安全の認証制度「The Best for Kids」プログラムを導入することを発表した。

今回の新しいプログラムは、小さな子どものいる家庭で使用するのに適したカーテンやブラインドといった製品を、WCMA が指定する第三者検査機関が認証したうえで梱包や製品にラベル等で表示する制度。製造事業者は認証取得のために、製品を WCMA 指定の検査機関に送り、業界の安全規格である ANSI/WCMA A100.1-2012 の要求基準を満たしていることを証明する検査結果を得る必要がある。

WCMA は永年にわたり CSPC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) と共に、子どもを持つ親に対して、開閉操作にコード (ヒモ) を使用していない、あるいは操作のためのコードが子どもの手の届かないように工夫されている製品の購入を推奨する活動に取

組んできたが、新プログラムの導入により、消費者や小売業者に対し、より安全な製品を容易に識別できる手段を提供できるようになることが期待されている。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

PL法施行 20 年

～ 最近の PL リスク対策の潮流とは～

1995 年 7 月 1 日に製造物責任（PL）法の施行後、今年の 7 月 1 日で、20 年が経過しました。PL 法施行当時は、今後 PL 訴訟が増大し、企業にとって大きなリスクとなると想定されましたが、この 20 年の訴訟件数をみると、消費者庁の調査で 400 件程度となっており、施行当時に心配された状況とは異なり、濫訴が生じている状況とはいえません。

一方で、PL 法施行後の企業や社会環境の変化として次のような点があげられます。

<企業・製品サイドの変化>

- ・経済のグローバル化に伴う輸入品の増大
- ・新技術をもとにした新しい製品の誕生
- ・インターネットによる製品の流通・販売形態の多様化
- ・流通事業者におけるプライベートブランド（PB）製品の取扱の拡大

<行政や規制の変化>

- ・消費者庁の創設
- ・ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事件等を契機とした長期使用製品安全点検制度の新設を盛り込んだ消費生活用製品安全法の改正

<社会環境の変化>

- ・高齢化の一層の進展
- ・製品事故報道、消費者の反応等に見られる社会における製品安全意識の一層の高まり
- ・ISO26000 の発行など企業に対して一層の社会的責任（CSR）の履行を求める潮流

このような環境変化の中で、製造事業者はもちろんのこと、輸入事業者、流通事業者など製品を取扱う全ての事業者において、CSR の観点から製品安全に力を入れ、しかるべき取組を実施し、より安全な製品を消費者に提供すること、また、製品事故等が発生した際に、供給者と連携して迅速な対応を行うことが強く求められているといえます。

したがって、PL 法施行当時にリスク対策の主流であった製品の取扱説明書や注意警告表示等について企業側の製造物責任を回避するための文言等の検討や PL 事故発生予防（PLP:Product Liability Prevention）、PL 事故発生後対応（PLD: Product Liability Defence）といった PL 事故の発生を起点とした対策にとどまることなく、より広い視野を持って「製品安全の実現」を図っていくことが重要になっています。

このため、企業においては、安全・安心な社会を実現するため、消費者重視の経営理念に基づき、製品の安全確保が自らの責任であることを認識した上で、製品安全管理態勢の整備・維持・改善、ステークホルダーとの連携・協働、経営資源の運用管理を行い、製品事故の未然防止・被害の拡大防止に努め、社内外における製品安全文化の醸成を図る必要があります。

これらの取組については、必ずしも法令上の規制等に基づくものではなく、企業の自主的な取組の比重が大きくなりますが、その際、経済産業省において発行されている以下の手引書類が参考になります。

- ・製品安全に関する事業者ハンドブック

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/jigyouthandbook.pdf

- ・製品安全に関する流通事業者向けガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/ryutsuguidehandbook.pdf

- ・製品安全に関する流通事業者向けガイドの解説

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/ryutsuguidehandbookkaisetsu.pdf

- ・流通事業者マーチャンダイザー・バイヤー向け製品安全チェックリスト

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/buyer.pdf

- ・消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック【第一版】

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

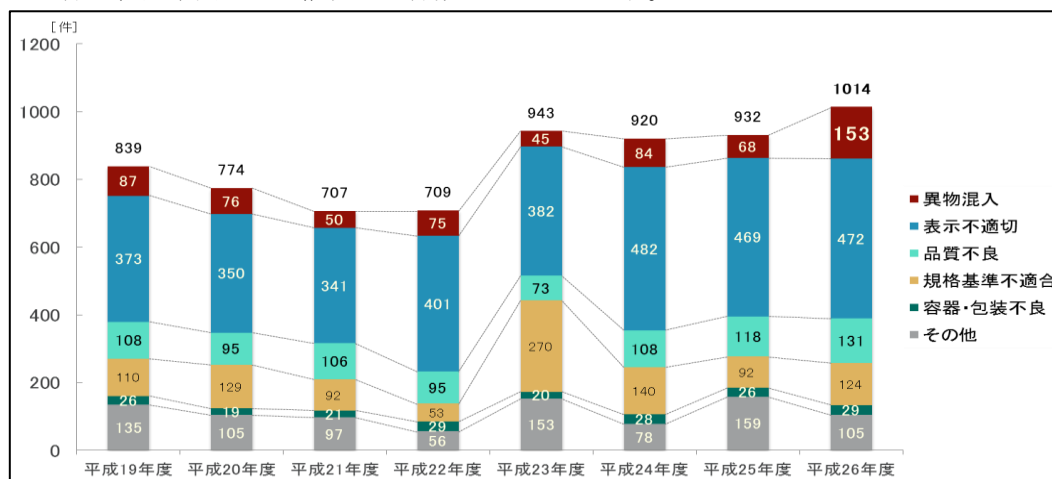
- ・リスクアセスメント・ハンドブック【実務編】

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf

時代の流れを踏まえると、今後、製品安全への取組の如何が企業の競争力に影響を与えることが予想されます。企業においては、上記で紹介した手引書類も参考に、製品安全実現に向けた自主的な取組を推進・強化していくことが望まれます。その際、複雑化した現代社会において、取組は自社だけでできるものではないため、取引相手とともに製品安全に関する考え方を共有しながら、その実現に向けた各種取組を行っていくことが期待されます。

昨今の食品への異物混入事故等から考える企業に求められる対策 ～一般的衛生管理の重要性～

食品への異物（ビニール、虫、毛髪等）混入事故が昨今多数報告されています。農林水産消費安全技術センターが4月に発表した「食品の自主回収情報」によると、食品の自主回収は増加基調にあり、とりわけ平成26年度の食品関連事業者が行った食品の自主回収件数1,014件のうち異物混入は153件で、前年度比で2倍以上の件数となっています。

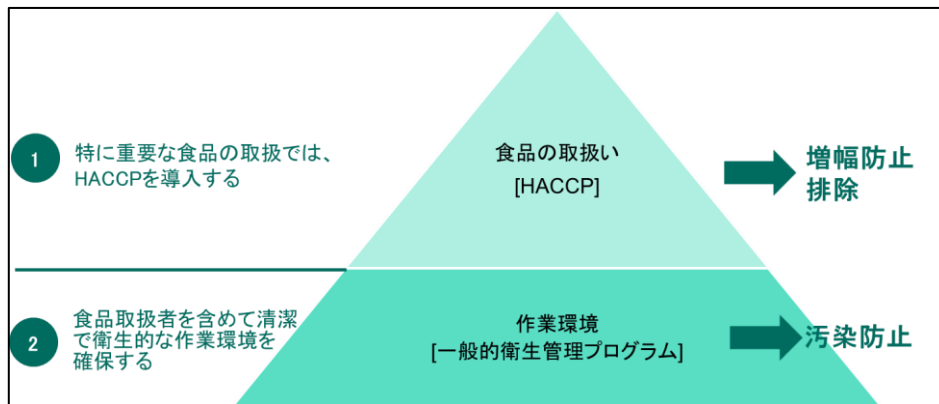


（農林水産消費安全技術センターによる公表データを基にインターリスク総研にて作成）

厚生労働省も相次いで発生した異物混入事故を踏まえ、平成27年1月9日、食品関連事業者における異物の混入防止について監視指導の徹底を地方自治体に要請しています（厚生労働省 食安監発0109第1号）。その中では食品関連事業者に対して、一般的衛生管理の強化およびHACCPシステムの導入を推奨しています。

食品事業者においては、異物混入対策における一般的衛生管理の強化とHACCPシステムの双方

の重要性を踏まえ、一連の活動として取り組むことが重要です。HACCP システムを導入する一方で、一般的衛生管理がおろそかになっていると、異物混入を防止することは困難であり、下図はそれを示したものです。



HACCP システムについては、7 原則 12 手順と呼ばれるように、手順が定まっており、手順に従うことにより微生物や化学薬品、金属・石などの健康危害のある因子だけを特定し、必須管理点として重点的に管理することにより、一定の取組は可能です。

一方、一般的衛生管理については、官公庁や ISO 等のガイドラインにより、要求事項（点検項目）は示されているものの、業態や規模によって該当する管理箇所や管理方法が異なります。このため、自社に求められる管理項目をもれなく把握し、「いつ（頻度含む）、どこで、だれが、何を、どのように作業（点検）し、どこに（何を）記録するのか」といった具体的かつ日常的な管理手法に落とし込んだ上で、継続的に実施することが鍵となります。

以上のとおり、一般的衛生管理の強化は HACCP システムの土台となるものであり、一般的衛生管理についての管理手法を明確にし、日常業務に定着させることが、異物混入対策としても重要となります。食品関連事業者においては、厚生労働省や ISO 等から公表されている様々な一般的衛生プログラムの中から、自社の業態や規模に応じたプログラムを選択した上で、例えば、以下のような手順により、それぞれの要求事項（点検項目）に関する対応漏れや管理不備による異物混入がないよう、一般的衛生管理の一層の強化を進めていくことが求められています。

Step 1	一般的衛生管理プログラムの選択	自社の業態（加工メーカー、包装メーカー、外食産業等）に応じて、しかるべきプログラム・衛生規範等を選択します。
Step2	危害因子の洗い出しと特定	要求事項（点検項目）毎に、該当箇所を特定し、該当箇所毎に生物的危害（B: Biological）、化学的危害（C: Chemical）、物理的危害（P: Physical）毎に危害因子を具体的にリストアップします。
Step3	リスクシナリオの想定（危害因子の決定根拠）	該当箇所及び危害毎にリスクシナリオ（ワーストシナリオ）を想定します。ここでは、そんな異物は入らない（ありえない）と否定せず、想定されるリスクはリストアップしておき、リスク評価後に管理要否の判断をします。
Step4	リスクの大きさの評価	リスクが顕在化した際のリスクの大きさを「頻度」と「影響度」から数値化します。頻度は過去の自社製品クレーム／苦情から判断、影響度はヒトに対する健康危害や社会通念的観点から数値化します。
Step5	管理の要否と管理手段の決定	リスクの大きさに応じた管理の要否判断基準を設け、管理が必要な場合は、リスクの大きさに応じてしかるべき管理手法を決定し、管理手法の詳細（いつ、どこで、だれが、何を、どのように点検・記録するか）を決定します。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



株式会社 インターリスク総研
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2015